

図1 制度発足以来、上がり続ける介護保険料

介護給付と保険料の推移

○市町村は5年を1期(2005年度までは5年を1期)とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を以て財政の均衡を保つよう設定。

○高齢化の進展により、2025年には保険料が現在の5000円程度から8200円程度に上昇することが見込まれており、地域別給付システムの構築を図る一方、介護保険制度の持続可能性の確保のための重点化・効率化が必須となっている。

事業運営期間	事業計画	給付(総費用額)	保険料	介護報酬の改定率
2000年度	第一期	3.6兆円	2,911円 (全国平均)	03年度改定 ▲2.3%
2001年度		4.6兆円		
2002年度		5.2兆円		
2003年度	第二期	5.7兆円	3,293円 (全国平均)	05年度改定 ▲1.9%
2004年度		6.2兆円		
2005年度		6.4兆円		
2006年度	第三期	6.4兆円	4,090円 (全国平均)	06年度改定 ▲0.5%
2007年度		6.7兆円		
2008年度		6.9兆円		
2009年度	第四期	7.4兆円	4,160円 (全国平均)	09年度改定 +3.0%
2010年度		7.8兆円		
2011年度		8.2兆円		
2012年度	第五期	8.9兆円	4,972円 (全国平均)	12年度改定 +1.2%
2013年度		9.4兆円		
2014年度		10.0兆円		
2025年度		21兆円程度(改革シナリオ)	8,200円程度	14年度改定 +0.43%

※2015年度までは実績であり、2012~2013年は当初予算、2014年度は当初予算(第3期)である。
※2025年度は社会保障に負担増の将来推計について(平成24年度)

これから
どうなる
介護保険

最終回

財源的「限界」迎えた介護保険

公費負担を5割以上に拡大を

大阪社会保障推進協議会
介護保険対策委員
日下部 雅喜

最終となる第5回は、財源面から介護保険制度のあり方を考えます。また、来春の介護報酬改定を前に、私たちにいま何が求められているのかを、日下部氏にまとめていただきました。

3年間(第6期)の介護保険給付費等が増大すれば、保険料試算値をまとめましたが、平均18%アップの5893円となり、最高は7000円を突破するところも出ています。

3年間(第6期)の介護保険給付費等が増大すれば、保険料試算値をまとめましたが、平均18%アップの5893円となり、最高は7000円を突破するところも出ています。

2025年今の1.6倍以上の介護保険料に

介護保険料は、制度開始当初の第一期と比べ、現在1.7倍に跳ね上がり、現在は、今年10月に来年度から1.7倍に跳ね上がり、現在は、今年10月に来年度から

政府は、保険料の上昇を抑えることを今回の制度改革の現在の介護保険の財政的悪の口実にしてきました。しかし、こうした「改革」をおこなったとしても、厚生労働省の推計(改革シナリオ)では、2025年度にはさらに現在の1.6倍の約8200円程度になるとしています。

「公費5割・保険料5割」の現在の介護保険の財政的悪の口実にしてきました。しかし、こうした「改革」をおこなったとしても、厚生労働省の推計(改革シナリオ)では、2025年度にはさらに現在の1.6倍の約8200円程度になるとしています。

図2 限界にある高齢者負担。根本的な制度見直しが求められる

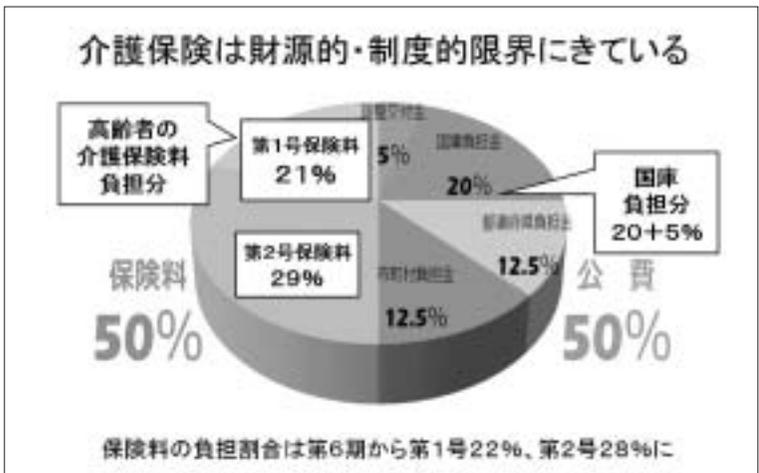
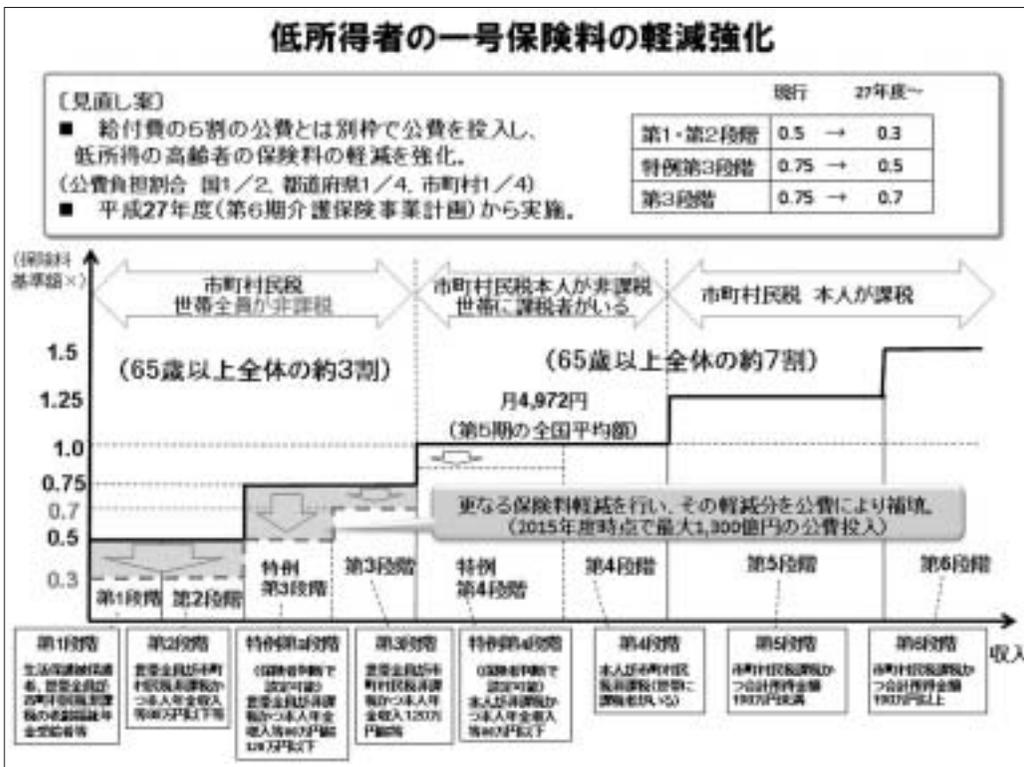


図3 低所得者に対しては公費を投入して保険料の低減を実施



公費投入による低所得者軽減の意味

今回の介護保険法の改定は、介護保険制度が、こうで、「公費投入による低所得者の保険料軽減」が初めて法制化されました。

給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大するというもので、軽減例では、非課税世帯の年金収入80万円以下の場合現行5割軽減→7割軽減に拡大する、としていま

軽減対象は、市町村民税非課税世帯の被保険者で65歳以上の約3割に当たる。これは国民健康保険法としています。今回の保険料軽減法制化

ところが、政府・厚生労働省は、消費税10%への増税が延期されたところから、図3に示した軽減率について、平成27年度政府予算案によって

は、介護保険制度が、こうで、「公費投入」でしか矛盾が解決しないところまできたこと、表れであり、制度の限界を示したもので、改定介護保険法(12条の2)では、①市町村に低所得者の保険料軽減で減額された額を一般会計から繰り入れなければならない

は、介護保険財政の「制約」があります。その解決方法は、公費部分を拡大し、保険料に依存する仕組みを改革していく以外にありません。

介護保険財政の「制約」を打ち破る公費負担拡大要求を

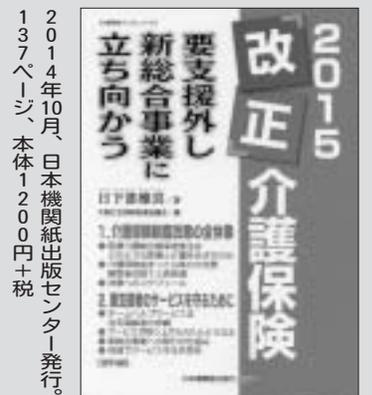
介護保険財政の「制約」があります。その解決方法は、公費部分を拡大し、保険料に依存する仕組みを改革していく以外にありません。

一方で、2015年4月には3年に一度の介護報酬改定が行われます。介護職員処遇改善の加算は継続するものの、財務省は「中小企業よりも介護事業は収支差率が低い」として、「マイナズ6%」の引下げを主張しています。厚生省の社会保障審議会介護給付費分科会で検討がなされていますが、通所介護(デイサービス)などを始め、各種の介護報酬が引下げを含む見直し案が出されています。報酬改定額の諮問・答申は来年1月中旬下旬になると予定されており、その間に衆議院選挙、年末の政府予算編成があります。その結果が介護報酬改定に大きく影響することは間違いないと見込んでいます。

介護報酬マイナス改定の動き

主権者としての発言、そして選択が私たちに求められているといえます。(おわり)

日下部氏の著書好評発売中



日下部さんの著書(大阪社会保障推進協議会編)『2015年「改正」介護保険 要支援外し 新総合事業に立ち向かう』が好評発売中です。